

デジタル時代の「地方自治」のあり方に関する研究会

(第7回)

令和3年10月

総務省自治行政局

これまでに議論されたデジタル化に関する主な意見①

I. 社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展が地方行政に及ぼす影響について

（住民の利便性の向上）

- DXの本質は、従来の画一的なサービスを大量・効率的に提供する仕組みから、一人ひとりのニーズに応える柔軟な仕組みを構築することへの転換になるのではないか。
- UI・UXの観点では、例えば、自治体ごとに書類の様式が違うことがあるが、これは地方自治の問題ですらないのではないか。このような差異が一種の非関税障壁となり、競争阻害要因になっていることは課題ではないか。
- UI・UXについては、自治体が責任をもって改善していく必要があるのではないか。サービス提供の機能を高める上では、地方の独自性を発揮できる余地があるのではないか。
- UI・UXの面で先行する民間部門が公共インフラを提供する場面が増える可能性があるのではないか。

（技術の活用による行政の高度化・効率化）

- アジャイル・ガバナンスの議論の背後にあるのは、例えば、技術的な安全基準のチェックを年1回の立ち入り検査からIoTによるリアルタイムのモニタリングへと変えることで実効性を高めるというイメージであり、安全性を高めつつ、活力のある社会経済を形成する上で、技術の活用により規律の枠組みを柔軟化していく必要があるということではないか。
- データ活用により得られた情報を根拠として政策形成がなされることで（EBPM）、効果的かつ効率的な行政の推進につながるが、そのためにはデータ形式の違いや定義のズレを共通化し、データの整合性を確保する必要があるのではないか。

（経営資源の所有から利用への転換）

- 従前であれば事業者が個々に発注してシステムを導入していたような仕組みから、プラットフォーム上で複数の事業者がSaaSを提供している中から、サブスクリプション、サービス利用契約を締結するような形に移行するのではないか。その上で、自治体ごとの実情に応じてモジュールを組み合わせるようになるのではないか。
- 民間セクターでは、ビジネスモデルの構造化という取組が行われてきており、異質性の高いシステム間の相互運用性を高めていくようなテクノロジーもかなり発達してきたので、このようなノウハウも活用しながら、自治体の業務プロセスを標準的かつ柔軟に運用できるような方向が望ましいのではないか。

Ⅱ. DXの進展に対応した地方行政のデジタル化に伴う課題について

(1) 国・地方関係

(国の役割について)

- 統治のリソースとして、お金、人、情報、権力がある。国・地方間におけるお金、人、権力については関係法令に一定の枠組みがあるが、情報の取扱いについても、ある種の枠組みや準則をつくるという思考実験をしてみてもいいのではないか。
- 瞬時に流通するデータの取扱いルールやそれを下支えする情報システムについては地域差を設けることは好ましくはなく、中央集権的な仕組み・共通ルールが必要であり、情報分野に団体自治は不要になりつつあるのではないか。
- 自治体における情報システムの標準化や個人情報保護制度の共通化に表れているように、国が主導して役割を果たさなければならないという議論はデジタル化の局面で出てきているのではないか。
- 制度とシステムをバラバラに考えるのではなく、法令作成の段階で、どのようにシステム化するかを考えなければならないのではないか。
- デジタル化が進む中で、国がやるべきことと地方がやるべきことの再整理を行う段階にあるのではないか。情報システムについても、本来国が行うべきことなのか、地方が行った方が住民にとってよいのかを整理した上で、国がプラットフォームをつくる方がいい、又は自治体で創意工夫があった方がいいという議論になるのではないか。
- デジタル化によって中央政府の政策実施機能が向上するかもしれないが、自治体間のネットワークで処理することもあり得るのではないか。中央政府という一つの司令塔で全てを処理しなくてもいいという画も描けるのではないか。

これまでに議論されたデジタル化に関する主な意見③

(標準化・共通化と自治体の自主性・自立性との関係)

- 地方自治の中核は「what to do (何をするか) 」であり、「how to do (どのようにするか) 」はある程度拘束されてもやむを得ないのではないか。
- 「多様性」をもたらす標準化のキーワードは相互運用性。様々なシステムが連携できるようにするための標準であり、いざとなれば他の事業者にデータを移転することを可能とするという意味でデータの規格の統一化が肝になるのではないか。
- 個人情報保護法制の共通ルール化により、独自条例を定められる範囲は非常に限定されることとなるが、この流れを見ると、データの取扱いに関する制度を考える意味では、自治体の自律性が縮減していると見ることができるのか。
- 業務プロセスの見直しと自立的な業務遂行との間で緊張関係が生じるのではないか。どこまでのプロセスの見直しであれば、個別化やカスタマイズができるものと考えられるのか。
- 小規模自治体には、自分たちの事務プロセスを考えてそれを自動化するという設計能力がこれまではあまりなかった。自動化していくことはある程度まとめてやっていく必要がある。そういう形での均一化、統一化を進めつつ、やる気があってやる能力があって金を払えるところは、より進んだサービスを企んでもらう、より柔軟な制度設計をやってもらうという二面性を考えていく必要があるのではないか。

これまでに議論されたデジタル化に関する主な意見④

(地方行政のデジタル化に国が主導的な役割を発揮する場合の留意点)

- 地方自治を巡る伝統的な議論は、権限と資源をどこがどの程度持っているかというものであったが、全国共通のプラットフォームに各自治体がモジュールを加えていくというデジタル化の方式は、地方自治の議論にどのように位置づけていくことができるか。プラットフォームを管理する主体が大きな権限を持つことになるが、その主体はどこになることが有意義であるか。
- プラットフォーマーにデータが集積していくことを考えると、いかに適正にコントロールしていくかについて考えていかなければならないのではないか。
- 住民には、ガバメントクラウドがどういうもので、どういうルールに則って設計されているかを示さなければ、納得してもらえないのではないか。
- 国がプラットフォームを提供する、標準化していくことになる、個別の自治体から個別の要望が出てくると思うが、国と自治体間の調整をするプロセスが必要になるのではないか。
- 国と地方との間で調整をするときに、情報やデータに基づいて比較をして、独自性がある主張が正当かどうかを判断して仕分けをしていくことが重要ではないか。
- 業務プロセスの見直しについても、画一的なプロセスを押しつけてはうまくいかないのではないか。
- 自治体毎にやっていたものを国レベルで統合する場合には、統合すべき時期だという評価について、納得できる決定プロセスが採られることが重要ではないか。

(2) DXの進展と地方自治との関係

(民主政治の基盤、住民自治)

- デジタル化によって物理的な制約から解放されていくが、他方で、生活者として物理的に地縁的集団の中に帰属している私たちの存在は残り続ける。地域の生活課題をどう解決していくのかというときに、自治体に何かを求めていくということは今後も続くことになり、住民自治という要素が効いてくるのではないか。
- 住民がデジタル社会の中で利便性を享受するという消費者的な側面が強くなる傾向があるのかもしれないが、それだけではなく、地域のことを自分たちで決めていくという住民自治、正統性の根拠としての住民をどのように位置づけていくのか考える必要があるのではないか。
- シビックテックによる行政サービスの改善を含め、団体自治と住民自治の関係性のあり方が変わってくるのではないか。地方行政サービスで何をすべきかを決めるという背景には住民自治があったと思うが、二代表制、少なくとも代表者がいる中で集約的に決定するというシステムは、デジタル化が進んでくると縮減せざるを得ないと考えるか。
- 人口規模の大きい市においては、代表者の功績が手の届く範囲で必ずしも見えないことから、地域の現状、将来の見通し等についてのデータ分析を踏まえてどのように地域の将来像を考えるかということにより、地方自治を実質化する方向性があり得るのではないか。

(現地即応性等、総合行政の確保)

- 例えば、国が本来やるべき現金給付などは、ITの利用を平時からきちんと準備しておけば、国で実施できたのではないか。そうすることで、国民が早く給付を受けられるとともに、自治体がやらなくてもいい仕事をやらなくて済んだのではないか。
- ITが中央政府の政策機能の向上に貢献する可能性はあると思うが、IT化が進んでも国が全部担うのではなく、年金は国が実施できても、生活保護は対人サービスを伴うから実施できないように、事務の性格によってやれる事務とやれない事務が分かれるのではないか。

これまでに議論されたデジタル化に関する主な意見⑥

- データを基礎に行なった政策判断（推定）が現実と合致しているかどうかは確認する必要があり、データが示した意味を正しく理解するためにはローカルナレッジが重要ではないか。
- データの共有可能性を高め、同じ地域での市町村・都道府県間（タテ）や引っ越しに伴う市町村間（ヨコ）の移動を越えて継続的にデータを把握・分析することにより、潜在的なニーズを掘り起こすプロアクティブな行政が実現可能になるのではないか。
- プロアクティブな行政は、非常に偏頗に発展するおそれがあるのではないか。例えば、児童虐待についてはプロアクティブに行動するかもしれないが、他方で、ホームレスに対して生活保護を差し伸べるようなことは実施してこなかったことを考えると、プロアクティブに活動しない可能性もあるのではないか。

（施策の試行的な展開、多元的な実践）

- IT化は、地方の仕事量や運営の仕方を効率化するという方向や、その試行錯誤を許容し、多元性を強化するという方向に使った方がいいのではないか。一方で、緊急時には中央政府がグリップできるように、ネットワークのコントロール主体を切り替えればいいのではないか。
- 多元的な実践によって得られたデータの分析結果については、一元的に評価をした上で国として最適なガイドラインを示すといった一元化した分析と多元的な実践の組み合わせが適切なのではないか。
- 多様性・多元性がないと実験自体が成り立たないが、データの分析は多元的に戦わせる必要があるのではないか。それぞれの分析に基づいて実践・実験を行わなければならないのではないか。一元化した分析と多元的な実践という対比だけで足りるか。

(3) その他

(デジタル化に対する自治体の対応能力)

- 標準化に取り組む自治体の技術的な自治の能力をどう考えればよいか。SEなどの技術者が不足している自治体ではマネジメントができないのではないかと。デジタル化への能力をどのように持てばよいか。
- 専任職員だけでなく、外部人材を非常勤職員として活用することも考えられる。また、地域において、いわゆるシビックテックといわれる、住民が住民視点でモジュールを組み上げて、それを行政に持ち込む形も考えていいのではないかと。住民と一緒に開発していくことで能力を確保することができるのではないかと。

(デジタル化と自治体間格差)

- 自治体は住民がIT化による恩恵を得られるようどんどん進めるべきだが、国がやること、やらないことがはっきりしていないため、自治体が待ちの姿勢になっているのではないかと。
- 業務をモジュール化し、自治体でも学習を継続して住民も巻き込んでサービスを改善していくことを実際にやろうとすると、自治体間格差が結果的に広がらざるを得ないのではないかと。
- 格差が出ないように、地域ベンダーの方の力を借りながら、それぞれコンピテンシーをあげる努力を続けていくことは、民主主義を守る上で必須ではないかと。

検討の視点（イメージ）

I. 社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展が地方行政に及ぼす影響について

- 社会全体のDXの進展により、地方行政はどのような影響を受けるか。
 - ・ 行政サービスにおいても、UI・UXの視点から、民間部門との連携を含め、住民の利便性を高めるサービス提供のあり方が求められるのではないか。
 - ・ デジタル技術の進展は、従来の画一的なサービスを大量・効率的に提供する仕組みを転換し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かいサービスを大きなコストをかけずに提供することを可能にするのではないか。
 - ・ データに基づく政策形成がなされることで（EBPM）、効果的かつ効率的な行政の推進につながるのではないか。
 - ・ 経営資源の「所有」から「利用」への転換が進み、組織の枠を越えて経営資源をネットワーク上で共有したり融通したりしやすくなるのではないか。
 - ・ 人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供するため、システムの標準化・共通化やAI・ロボティクス等デジタル技術を活用することにより、職員は職員でなければできない業務に注力できるサービス提供体制の構築がより一層求められているのではないか。
 - ・ サービスの提供や業務方法について、デジタル技術の多様・迅速な変化に柔軟に対応していくことが求められるのではないか。

検討の視点（イメージ）

Ⅱ. DXの進展に対応した地方行政のデジタル化に伴う課題について

（１）国・地方関係

- デジタル技術の性質上、統一化・共通化・効率化が求められる地方行政のデジタル化と、個々の自治体の自主性・自立性が十分発揮されることを目指し、多様性を尊重する地方自治との調和をどのように考えるか。
 - ・ 円滑なデータ流通の確保に向けたデータ規格の統一や情報システムの標準化等について、国がどこまでの役割を果たすことが求められるか。このような役割は、国と地方の役割分担の考え方においてどのように整理されるか。
 - ・ 情報システムの標準化や行政事務のデジタル化を更に進めるにあたっては、これまでの義務付け・枠付けの見直しの議論との関係をどのように考えるか。デジタル化に関する自治体の事務処理方法の義務付けはどこまで許容されるか。
- 仮に、国が自治体の事務処理の基盤となるプラットフォームを提供する場合に、自治体の意思を反映することができる仕組みをどのように構築することができるか。

（２）DXの進展と地方自治との関係

- 地方自治の意義やありようは、DXの進展によってどのような影響を受けるか。
 - ・ デジタル化の進展により国が直接実施した方が効率的な事務が考えられるか。それはどのような範囲か。また、団体自治や補完性・近接性の原理との関係をどのように考えるか。
 - ・ デジタル化の進展が、基礎自治体と広域自治体それぞれの役割や関係にどのような影響を与えうるか。また、自治体間の連携のあり方にどのような影響を与えうるか。
 - ・ デジタル化の進展は、住民と自治体との関係や住民自治のあり方にどのような影響を与えうるか。

（３）その他

- 自治体のデジタル化への対応にあたって、自治体間格差への対応など想定される課題にどう対応すべきか。

(参考資料)

デジタル化が地方自治に与える影響

デジタル化の進展が社会にもたらした変化

▶ インターネットの普及やテクノロジーの進化により知識や情報の流れが加速。製品のライフサイクルの短縮やコモディティ化が進展する一方、人々のニーズは価値や体験を求める方向に多様化

- テクノロジーやニーズの多様・迅速な変化を前提に、変化に柔軟に対応できる組織・ビジネスモデルを設計
- 多様化するニーズをきめ細かく汲み取るサービス（例：ターゲティング広告）や、UI・UXを重視したデザイン指向・サービス指向の価値提供（例：○○ツーリズム、IoTを活用したエンジンの保守・点検サービス、サブスクリプションサービス（Netflix等））が普及

▶ データ通信技術や処理技術の向上、AI・IoTなどの新たなテクノロジーの発達に伴い、あらゆるものがネットワークでつながる社会（Society5.0）が到来

- 取引費用の下落により、垂直統合型ビジネスモデルは凋落。分散化されたネットワークのプラットフォームを提供する企業が隆盛（例：Google、Amazon、Uber等）
- デジタル技術の活用目的は、業務効率化から社会経済活動の変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）へと変化
- 様々な主体（企業、個人）間でのデータ連係、ビッグデータの活用の進展
- 物理的な制約にとらわれない暮らしの実現

地方自治に与える示唆

▶ 行政サービスにおけるUI・UXの視点

- 現在の地方自治制度においては、行政の中立性・公正性・適正性の確保に力点が置かれ、各種行政処分について、厳密な手続が課されているが、住民の利便性という視点が欠けているのではないか
- 国民が行政サービスの利便性向上を求める中において、本人同意はどうあるべきか

▶ 変化に即応する行政

- 多様・迅速な変化に即応するには、社会が安定的であり、事前に行為規範を定めることが可能であることを前提とした規制体系は適さないのではないか
- 変化に柔軟に対応するため、「新たなガバナンスモデル」を国地方関係にも援用できないか。この際、「地方自治」の強みとされてきた点をどのように評価するか

▶ プラットフォームとしての地方自治

- Society5.0においては、自治体の一定の機能を集約したプラットフォームを構築・活用することで、個々の自治体では実現できないサービスの提供が可能になる（＝自治体の活動範囲が拡張される）など、積極的に評価すべき役割があるのではないか
- 人々の暮らしが物理的な制約にとらわれなくなっていく中で、なお、自治体が担うべき価値はなにか

スマート自治体研究会 ※ 報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による**労働力の供給制約**

※ 8,726万人(1995) → 6,000万人未満(2040)

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**

(参考)商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

➤ 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資

→ **住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担**

(参考)1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ

➤ 世界のスピードに間に合うためには、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要**

(参考)米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

原則① 行政手続を紙から電子へ

原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

〔具体的方策〕

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ 職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ 団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

第2章 国と地方の新しい関係

I 国と地方の役割分担の基本的考え方

1 国・地方の役割分担の原則

(1) 国が担うべき事務

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業
(ナショナルミニマムの維持・達成、全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等に係る基本的な事項に限る。)

などを重点的に担うものであることを徹底する。

(2) 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。

2 国の立法の原則

国と地方公共団体との関係に関する国の立法の原則は、次のものが考えられる。

- ① 地方公共団体の行政に関する法律は、地方自治の本旨に適合し、国・地方の役割分担の原則に沿ったものでなければならない。
- ② 国は、国民の権利・義務に関する事項については通達等によらず、法律で定めるものとする。
- ③ 国は、自治事務（仮称）について、法律で基準等を定める場合等には、地方公共団体がそれぞれの地域の特殊性に対応することができるようにするために、直接条例に委任し、又は条例で基準等を付加し、若しくは緩和し、若しくは複数の基準等を選択できるように配慮しなければならない。

なお、法律と条例との抵触を争訟手段によって解決するための仕組みを検討する。

II 機関委任事務制度の廃止

III 地方公共団体が担う事務の整理

地方分権推進要綱

第二 地方公共団体と国との関係

2 (地方公共団体及び国の事務の範囲等)

- ① 国が所掌する事務は、原則として、次に掲げる範囲のものに限定するものとする。
 - (1) 天皇及び皇室に関すること。
 - (2) 外交、防衛及び安全保障に関すること。
 - (3) 司法に関すること。
 - (4) 国政選挙に関すること。
 - (5) 通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権並びに郵便に関すること。
 - (6) 国籍、税関、出入国管理及び旅券に関すること。
 - (7) 海難審判、海上保安、航空保安その他の全国的な治安の維持に関すること。
 - (8) 全国の総合開発計画及び経済計画の策定に関すること。
 - (9) 公的年金、公的保険、労働基準、基本食糧の確保、資源・エネルギーの確保等に関すること。
 - (10) 全国的な電波監理及び気象業務に関すること。
 - (11) 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関すること。
 - (12) 伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命、健康及び安全に関する基準、生活保護に関する基準、義務教育に関する基準等の設定に関すること。
 - (13) 国勢調査等の全国的な統計調査に関すること。
 - (14) 全国を対象とする骨格的かつ基幹的な交通・通信基盤施設の設備及び管理に関すること。
 - (15) 地方制度及び国と地方公共団体との間の基本的ルールに関すること。
 - (16) 国の機関の組織(内部管理を含む。)及び税財政に関すること。

国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

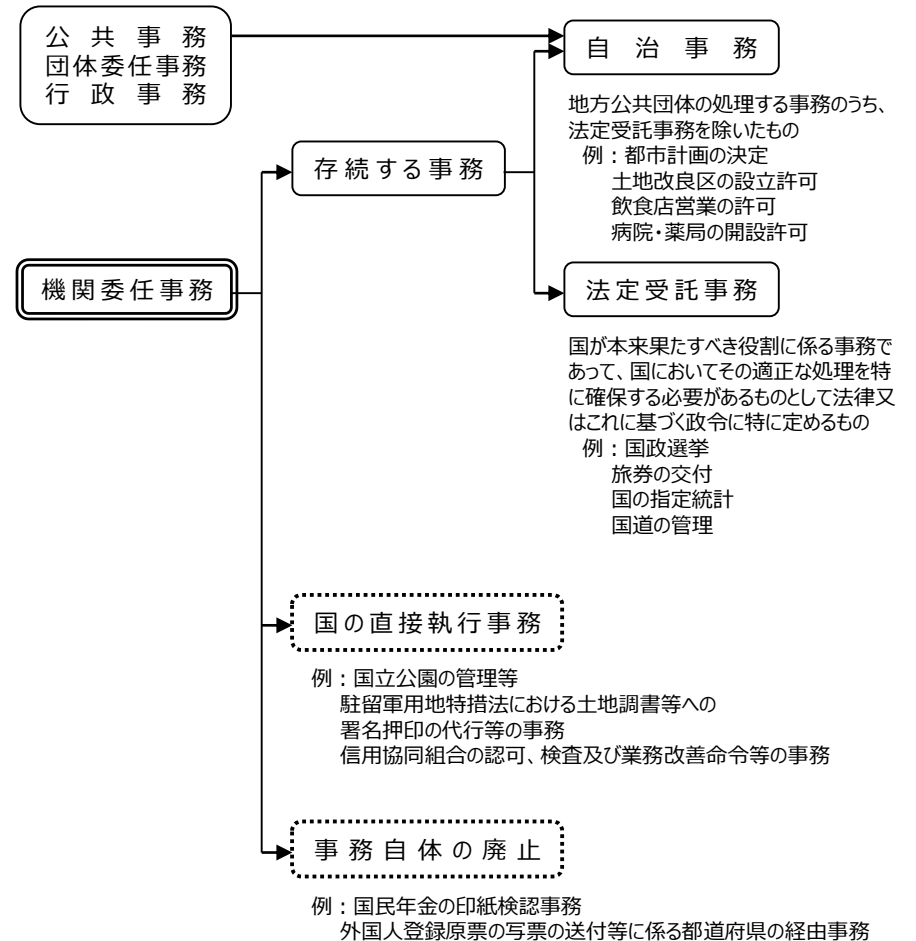
地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。

<地方自治法第1条の2>

- 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。
- 国は、次の事務その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。
 - ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
 - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
 - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
- 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として国と地方公共団体との間で適切に役割分担。
- 国は、地方公共団体に関する制度・施策について、地方公共団体の自主性・自立性を十分発揮されるようにしなければならない。

機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

<地方公共団体の事務の新たな考え方>



『新地方自治制度 詳解』（松本英昭,2000）

第一章 今回の地方分権改革と新しい地方自治制度

第一節 今日における地方分権改革の意義

二 今日における地方分権改革の必要性

特に戦後の日本国憲法の下において地方自治の必要性については、つとに論じられ、繰り返し主張されてきたところであるが、それらを要約すると、次のようなことであろう。

第一に、地方自治は、民主主義の政治体制の具体化であり、また国民の民主主義の政治体験の場であることから、民主政治の基盤をなすものである（民主政治の基盤、政治行政の民主化への寄与）。

第二に、地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・適確に処理できるし、また効率的かつ能率的である（現地即応性・現地適確性の確保、現地効率性・現地能率性の確保）。

第三に、全国を対象とする中央政府の組織機構及びその運用は、高度に専門分化し、横断的な調整を十分行うことが難しい（“縦割行政”）が、地方公共団体は一定の地域に限られた組織機構及びその運用により活動するものであり、地域の状況に即して総合的に調整し、対処しやすい（総合行政の確保）。

第四に、地域の状況の推移に応じて、新しい政治行政へのニーズに対して先導的に、また試行的に施策を展開できる（施策の先導的・試行的な展開）。

これらのうち、第一から第三までは、いわば“伝統的”ともいえるような地方自治の必要性であり、第四は、多分に経験的に指摘されるようになったのではないかと思われる。

補完性の原理について

◎地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月20日）（抄）

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

IV 事務事業の移譲

すでに第1章で述べたように、第1次分権改革では事務事業の移譲方策の側面ではあまり大きな成果を上げられなかった。しかしながら、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合（IULA）がその世界大会で決議した世界地方自治宣言では、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体を最優先し、ついで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うものとするという「補完性の原理」の考え方が謳われている。

わが国の事務事業の分担関係をこの「補完性の原理」に照らして再点検してみれば、国から都道府県へ、都道府県から市区町村へ移譲した方がふさわしい事務事業がまだまだ少なからず存在している一方、これまではともかく今後は、市区町村から都道府県へ、都道府県から国へ移譲した方が状況変化に適合している事務事業も存在しているのではないかと思われる。分権改革というと、事務事業の地域住民に身近なレベルへの移譲にのみ目を向けがちであるが、分権改革の真の目的は事務事業の分担関係を適正化することにあるのである。

◎地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

（3）広域自治体と基礎自治体の役割分担

広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分する「補完性・近接性」の原理は、地方自治制度の基本原則（「基礎自治体優先の原則」）である。住民の意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な地方自治体たる市町村が担うことが望ましい。「補完性・近接性」の原理にしたがい、地域における事務は基本的に基礎自治体である市町村が処理し、都道府県は、市町村を包括する広域自治体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模又は能力において市町村が処理することが適当でないものを処理することとする。

業務・システムの標準化に関する議論の変遷①

地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会報告書(H27.1)

業務の更なる効率化のため、ICTで処理できるものはできるだけシステムで処理し、併せて民間委託等による効率化も徹底的に実施しながら、そこで捻出された人的資源を、公務員が自ら対応すべき分野に集中投下するといった「筋肉質の自治体」に生まれ変わることが必要である。その際、サービス水準の公平性の確保、民間委託の円滑な推進の観点から、誰が業務に携わっても一定水準の行政サービスが提供されるよう、BPR（Business Process Re-engineering）等によって業務フローを見直す必要がある。

（中略）

ICTを十分に活用して職員の働き方の見直しや業務改革を行ったり、行政サービスを向上させたりする取組を同時・一体的に推進することが必要である。特に、情報システムを複数団体に共同利用する自治体クラウドの導入に当たっては、できる限りシステムのカスタマイズを抑制する観点から参加団体間において業務フローを統一する必要がある。

（中略）

業務の標準化を検討するにあたっては、規模の経済性・範囲の経済性を念頭に置きつつ、部分最適（庁内各課の担当ごとに最適化）を検討するのではなく、全体最適（庁内全体、複数地方自治体ごとの最適化）を図ることを念頭に置くことが必要である。

スマート自治体研究会報告書(R元.5)

自治体の情報システムは、…システムに様々なカスタマイズが加えられ、行政サービスの質や水準に直結しないカスタマイズは重複投資を生み、個々の自治体にとっても人的・財政的負担となるのみならず、全体最適の支障ともなっている。

しかし、今やこうした重複投資を続けていく余裕はない。我が国が世界のスピードに間に合うためには、過去の経緯から距離を置き、デジタル社会に向けて社会制度を最適化しなければならない。

（中略）

技術は、人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるようにする力を持つ。また、職員を事務作業から解放し、職員でなければできない、より価値のある業務に注力できる環境を作る力を持つ。

（中略）

システムの標準化の方策としては、

- I システムの内容について、国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準的な内容を設定し、各市区町村に準拠するよう促すアプローチ（標準設定型アプローチ）と、
 - II システムの内容について、…市区町村間の協議で定めることを前提に、国や都道府県等による共同化の枠組みの提示や助言等によって、共同化を通じたシステムの標準化を促すアプローチ（共同化型アプローチ）
- が考えられる。

（中略）

II 共同化型アプローチだけでは解決できない領域があり、スピード感を持って標準化を実現するためには、II 共同化型アプローチだけでなく、I 標準設定型アプローチも強力に進めるべきである。

第32次地方制度調査会答申(R2.6)

追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、**地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。**

そのため、**国には、共通して活用可能な基盤やツールの提供、条件不利地域も含めた地域におけるデジタル化に必要なインフラの整備促進を早急に進めていくことが求められる。**このことは、地方公共団体が即応性、柔軟性を求める住民の期待に応え、迅速かつ的確な行政サービスを実現することにも通じる。

(中略)

地方公共団体の事務の標準化・統一化の必要性や地方公共団体の創意工夫が期待される程度に応じて、国は適切な手法を採るべきである。住民基本台帳や税務など、**多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適当と考えられる。**他方、**地方公共団体が創意工夫を発揮することが期待され、標準化等の必要性がそれほど高くない事務については、奨励的な手法を採ることが考えられる。**

(中略)

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、**観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さい**と言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関係する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

地方公共団体の情報システムの標準化の概要と地方自治との関係について

標準化法制定前

地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

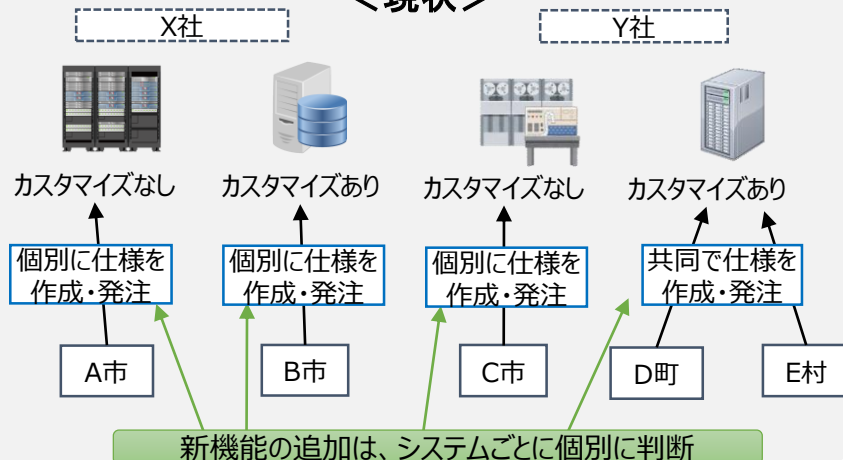
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象業務の処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、**基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能**

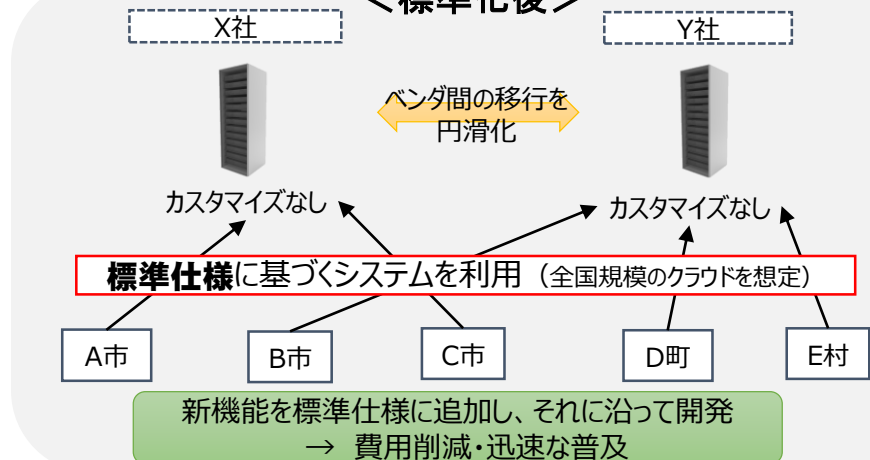
地方自治との関係

複数の地方公共団体による情報システムの共通化の取組を進めてきたが、自主的な取組を基本としたため、業務プロセスの相違や団体間の調整コストなどが課題となり円滑に進みづらい状況にあった。**標準に準拠した情報システムの利用が法的に担保されることで、標準準拠システムの開発が促進され、全国規模のクラウド活用により割り勘効果が大きくなり、取組の効果が最大化する。標準化の対象事務は地方公共団体の創意工夫の余地が小さい事務**であり、独自性を発揮すべき分野の事務を対象としていない。**標準化の取組は国として推進すべき地方行政のデジタル化の基盤**であり、地方自治法に言う、いわゆる国の役割とされている**地方自治に関する基本的な準則を定めるもの**。

<現状>



<標準化後>

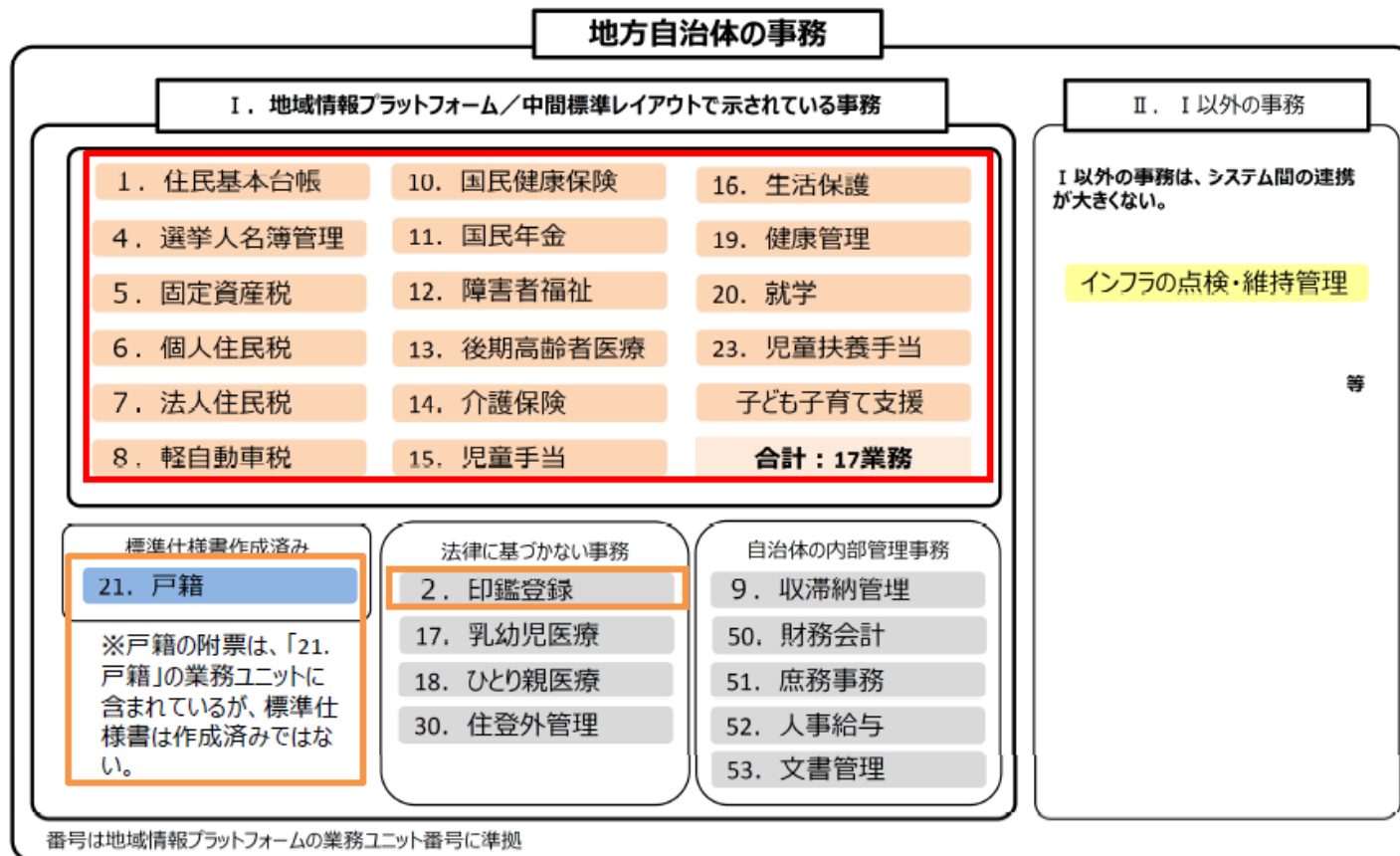


地方公共団体の情報システムの標準化について

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議
(令和3年9月22日)配付資料(抜粋)

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の対象業務の範囲

- 「地方公共団体の基幹業務システム」とは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムを指す。
- 具体的には、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指す。
- 加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、「標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。」とされており、今後、地方公共団体の意見を聞く等、手続を進める予定。



標準化対象の事務の標準の内容

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

- *1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。(参考資料1参照)
- *2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。(参考資料2参照)
- *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
- *4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。(参考資料3参照)

各制度所管府省検討事項

- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)

- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。(参考資料4参照)
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。(参考資料4参照)

3. 非機能要件(*7)

- 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

- *7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

共通検討事項

(参考) 住民記録システム標準仕様書 [第2.0版] (概要)

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供
- ・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
 - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
 - ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村
- （指定都市、中核市等、一般市区町村（人口20万未満）の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある）

標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

改定

- ・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等があった場合には、仕様書の改定を想定

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- ▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第2章 標準化の対象範囲

- ▷住民記録システムの標準化の対象となる範囲について記載

第3章 業務フロー等

- ▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

第4章 機能要件

- ▷住民記録システムが管理する住民データ等の項目を統一
- ▷転入・転出などの異動処理のための機能を統一 等

第5章 様式・帳票要件

- ▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第6章 データ要件

- ▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化（文字情報基盤文字の活用）

第7章 非機能要件

- ▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省）に従うことを基本とする

第8章 用語

- ▷本仕様書で使用される用語を定義

パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準

自治体の状況に応じた標準仕様とカスタマイズの抑制について

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することを原則とした上で、カスタマイズを抑制する観点から、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがありやむを得ない場合には、その違いを吸収するため、実装してもしなくてもよい機能（標準オプション機能）（※2）を示すこととされている。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。→住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関〜」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関〜」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：実装してもしなくてもよい機能

（例）オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を実装してもしなくてもよい機能とする。（大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。）

（参考）住民記録システム標準仕様書 [第2.0版]

4. 本仕様書の内容

(2) 標準準拠の基準

本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットを基本としており、この対象範囲において定義すべき機能について、**【実装すべき機能】【実装しない機能】【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類**した。可能な限り3類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のもので位置付ける。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第4章、第5章及び第6章に規定する【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれも実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行についてあらかじめ公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。**【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。**

また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した**指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。**（以下略）

(3) 想定する利用方法

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項では、「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならぬ。」とされており、本仕様書は、標準化基準として位置づけられる予定のものである。したがって、本仕様書については、

- ・ 今後、整備予定の「**（仮称）Gov-Cloud**」上において、**各ベンダが、本仕様書に準拠しているシステムを提供**する
- ・ **各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用**する

ことを想定している。

（以下略）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、**地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。**

(定義)

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2 この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五条第二項第三号イにおいて同じ。）の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。同号ロにおいて同じ。）に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。同号ハ及び第十条において同じ。）を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいう。

3 この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。

(基本理念)

第三条 地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、**地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。**

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項
 - 二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項
 - イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
 - ロ サイバーセキュリティに係る事項
 - ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項
 - 四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

- 2 所管大臣は、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 3 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用)

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

- 2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

第四章 補則

(国の措置等)

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用)

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化の概要と地方自治との関係について

個人情報保護法改正前

地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用

- 団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR 十分性認定など国際的な制度調和と、G20大阪首脳宣言におけるDFFTなど我が国の成長戦略への整合の要請

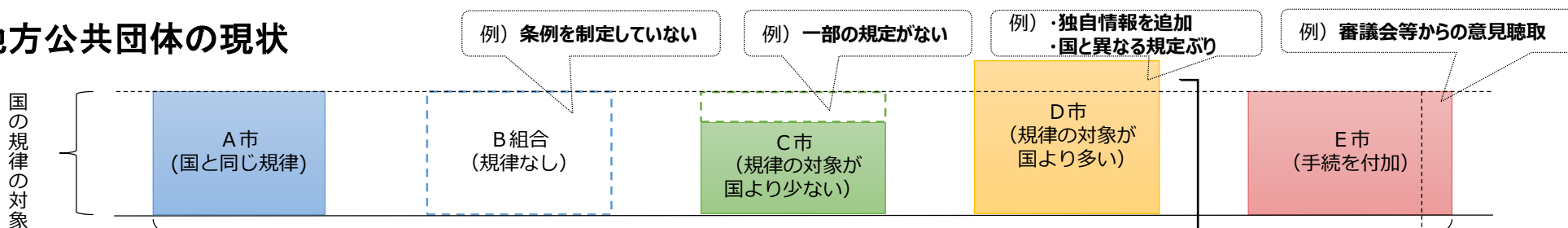
個人情報保護法改正後

- 国と併せ、地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象とする
- 個人情報の取扱い（保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等）等について、国と同じ規律を適用
- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定することができる

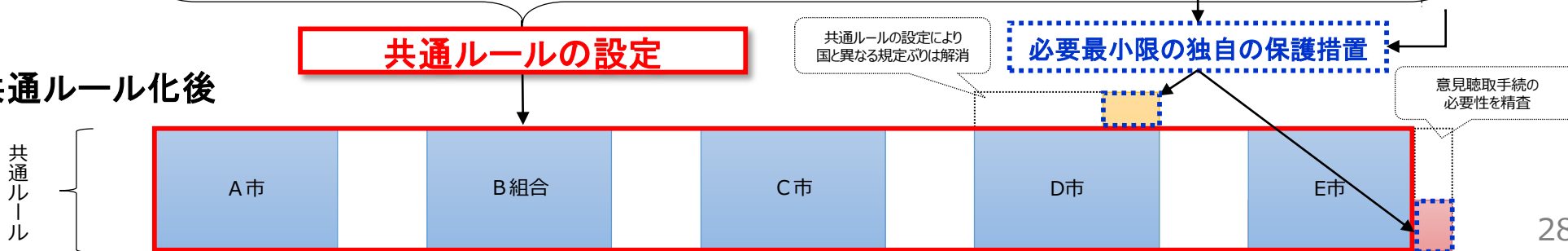
地方自治との関係

社会のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ利活用」の両立には、個人情報保護の全国的共通ルールの設定が不可欠であり、国が担うべき役割と考えている。個人情報保護委員会による地方公共団体に対する勧告等の権限は、国の関与に関する地方自治法上の一般原則に則ったものであり、また、地域の特性に照らして必要がある場合には、法律の範囲内で条例により独自の保護措置を講じることは可能としていることから、共通ルール化は地方自治の本旨に反するものではない。

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案に関する地方の意見反映の仕組みの例①

- 地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案にあたって、国に対して、地方6団体など地方に対する意見聴取や、地方の意見反映プロセスの導入を法制度上求めている例がある。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第二章 基本方針

- 第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～五（略）
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。**
 - （略）
 - 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

- 第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからロまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

- 第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからロまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案に関する地方の意見反映の仕組みの例②

【参考】地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 **標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、**地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である**地方三団体に対し情報提供するとともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。**
- 二 地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、**国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。**
- 三 (略)
- 四 **標準化基準の策定・変更にあたっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、**情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映したものとすること。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 五～十五 (略)

デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

- 第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一～十五 (略)
 - 3 (略)
 - 4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 5 **内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。**
 - 6・7 (略)
 - 8 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。